

第6回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日時：平成20年5月30日（金） 午前9時30分～午前11時30分

会場：市庁舎4階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、鈴木委員、落水委員、木下委員、齊藤委員、田中委員、前委員、西村委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員、下川委員、林委員

欠席者：寺本委員

山口 会長	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、第6回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の方々の出欠についてですが、寺本委員が欠席、また、鈴木委員と落水委員は遅れるとの連絡が入っております。</p> <p>なお、本日の委員会につきましては、2時間程度を予定しており、11時30分には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から本日使用いたします資料の確認と内容の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>（資料確認）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次第・ 資料1 「論点整理一覧」（正副会長とりまとめ資料）・ 資料2 参画・協働の取組状況・ 資料3 要綱制定状況・ 「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第一次案）」 <p>それでは、まず資料1の「論点整理一覧」につきまして説明いたします。前回の委員会では、4案をもとに事務局で論点を整理してもらいたいという意見があったところですが、この資料は、正副会長でとりまとめたものです。</p> <p>1ページの「市民の権利」を見ていただきますと、1番から7番まで項目を並べておりますが、この下線を引いている部分が論点で、これから協議していただくところです。</p> <p>資料2は、前回、林委員から要求がありました資料として、今、熊本市でどのような参画・協働の取り組みが行われているのかをまとめたものです。まず、「情報共有」「参画」「協働」という3種類に分類し、さらにそれを10の形態に分類しております。次の「具体的な事例」欄には、出前講座や市民協働モデル事業など、参画・協働の具体的な事例を記載しております。</p> <p>資料3の「要綱制定状況」は、前回、西村委員から要求があった資料をまとめたもので、全庁的に調べました結果、1,572本の要綱等が制定されているという状況でした。なお、「要綱」には、要領、要項、指針、基準等を含んでおります。</p> <p>最後の「熊本市自治基本条例案にかかる提言について（第一次案）」は、林委</p>

	員から本日提出された提言です。
山口 会長	<p>2 項目の協議について</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、項目の協議に入りたいと思います。まず、協議の進め方ですが、前回の委員会でもご論議をいただきましたが、1回で条文の文言まで全てを固めるということは、現時点では、言葉の受け止め方や認識に違いがあり、難しいと考えています。</p> <p>そこで、まず、ある程度の共通認識を持つために、項目ごとに概略の議論を一巡目に行い、その後、二巡目で条文の文言等を協議したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>なお、一巡目の具体的な協議方法ですが、先程も申しましたように、各項目の概念と言いますか、大まかな内容について、共通認識を持つことを目的としておりますので、まず項目の内容を理解していただき、そして、各項目の概念を条例に盛り込むのか、盛り込まないのか、あるいは、現時点では判断が付かないので検討するのかをお聞きしたいと考えております。なお、発言に際しましては、まず、「盛り込む」「盛り込まない」「検討する」という結論を申しただき、その後に理由やご意見を伺いたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>資料1につきましては、先ほど事務局からも説明がありましたように、会長、副会長の案だということをご理解をしていただきたいと思います。</p> <p>なお、その他に新たな提案があればご意見をいただく機会も設けながら、進めたいと考えております。</p> <p>それでは内容の協議に入ります。まず、今日はどこまで協議を進めていきたいのかということもありますので、今日、用意いたしました資料1の内容をまずは見ていただきたいと思います。</p> <p>資料1「論点整理一覧(正副会長とりまとめ資料)」には、カテゴリー・番号・項目名・小項目名と分類しており、次に内容があります。内容は、条文のイメージということですので、この項目には、こういったものが入るだろうということをイメージしていただきたいと思います。そして、議論の結果、「盛り込む」「盛り込まない」「検討する」と整理していきます。</p> <p>(各ページに記載してある「項目」「小項目」欄を説明)</p> <p>今回、項目だけを見ても、多少同じような内容が別の項目に盛り込まれているのではないのかというものもあったかと思っておりますので、とにかく、一度全体を通していかないと、それが判断できないのではないのかと考えております。今回は、論点を詰めて議論をするのではなくて、まず、一通り眺めてそれについてご意見をいただくといったところで止めたいと考えておりますので、ご意見が対立する場合は、「検討する」ということにしていきたいと考えております。</p>

	<p>それでは、1ページの「市民の権利」から協議に入りたいと思います。</p>
荒木副会長	<p>会長を補佐する立場として、少し付け加えさせていただきます。</p> <p>協議の進め方としましては、前向きな議論を積極的に行っていくということによろしいかと思いますが、私が申し上げたいことは、せっかくこうやって出席されておられますので、できるだけ全員の方々にご意見を出していただきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。</p> <p>それから、発言される際のことですが、ご意見はいろいろあるかと思いますが、例えば「市民の権利」でしたら、こういう項目はあった方がいいので「盛り込む」、その理由はこうだ、と言う形で、簡潔に意見を言っていたらと有難いと思っておりますので、宜しくお願いいたします。以上です。</p>
山口会長	<p>それと今回、林委員から詳細な資料をいただいておりますが、今回はこれを基に議論するという事は出来ないと思っておりますので、関連する項目が出てきたときに、林委員からこの資料を使ってご説明いただきたいと考えておりますが、それで宜しいでしょうか。</p>
林委員	<p>今回、私は、自治運営の基本原則に基づいた自治基本条例を提言しており、住民主権という観点から、定義、市民の権利、参画・協働のシステムなど、考え方が全く違います。まず、私の資料を一度読んでいただいた上で議論をした方が、効率的かつ生産的な議論になるのではないかと考えております。</p>
山口会長	<p>議論の進め方についてのご提案ですが、配布資料につきましては以前、お話ししていたように、当日配布されるのではなく、数日前に送付するようにお願いしたと思っておりますので、今、これを基に議論するというのは、ちょっと難しいと思っております。林委員の資料につきましては、参考にさせていただきながら、議論につきましては予定通り進ませていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、始めます。</p> <p>まず「市民の権利」の1番目「市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有します。」という項目を盛り込むか盛り込まないのかということについて議論をいたします。これについては、再三、これまで議論されていたことでもあり、特に異論がなければ盛り込みたいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
西村委員	<p>「日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに」となっておりますが、条例の中には全部の項目を挙げる必要はないと思っておりますけど、国民の権利などいくつかの主要な権利は入れておくべきだと思います。自治基本条例を読んだ方が、わざわざ憲法とか地方自治法を読まなくても大体のところは分かるようにしておくことは、公共団体としての責務ではないかと思っております。</p> <p>具体的に言いますと、思想の自由、表現の自由、それから憲法13条で規定している個人が尊重されるということ。そして、生命、自由、幸福を追求する権利。</p>

	<p>3番目には、健康で文化的な生活を営む権利というものをやはり明確にこの自治基本条例の中に盛り込む必要があると思います。それから、地方自治法では住民の権利として、選挙権、被選挙権、請求権、住民の監査、訴訟、条例の請求権、改正、廃止の請求権はやっぱり明記しておく必要があるのではないかと考えます。</p>
山口 会長	<p>1番の規定については、盛り込むのか、盛り込まないのか、検討するのか、まず、その結論についてはいかがお考えでしょうか。</p>
西村 委員	<p>1番目の規定は、盛り込むべきだと思います。そして憲法や地方自治法に書かれている主要なものは市民の権利として記載すべきだと思います。</p>
林 委員	<p>東大の金井利之教授は、市民の権利がどのようなものかということ、権利のカタログとして自治基本条例に書くべきだと自治フォーラムの中で発表されておられますし、私の資料の位置付けのところにも引用しております。</p>
山口 会長	<p>林委員は、1番目の項目については、どのようにお考えでしょうか</p>
林 委員	<p>1番目の項目は、盛り込むべきだと思います。そして、私が提出しました提言書の7ページの第7条第1項及び第2項の項目は、盛り込む必要があるというのが私の意見です。</p>
山口 会長	<p>お二人の結論としては、盛り込むということでしたが、盛り込まない若しくは検討した方がよいのではないかというご意見の方はいらっしゃいませんか。いらっしゃらなければ、1番目の項目は「盛り込む」ということにいたします。</p> <p>(一同了承)</p> <p>2番目は「まちづくり(市政)に参画(参加)する権利」です。</p> <p>内容的には、「市の執行機関等及び市議会と協働し(協力関係を保ちつつ)私たちのまち熊本市をつくりあげていくためにまちづくり(市政)に参画(参加)する権利」ということで、括弧書きがいくつかありますが、言葉については後で検討することとし、このような権利を盛り込むかどうかを議論したいと思います。</p>
山形 委員	<p>「市政に参画」という言葉が非常に重要であるという思いを込めて、2番目の項目は盛り込むことでお願いしたいと思います。</p>
山口 会長	<p>2番目の項目は盛り込むことでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3番目は「情報を求める権利」です。「市の執行機関等及び市議会に対し、市民参画の前提となる、知る権利としての情報を求める権利(知る権利及び取得する権利)」ということですが、これは既に情報公開条例等もあるので「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>

	<p>4番目は「意見表明し提案する権利」です。これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>5番目は「個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心して安全な生活を営む権利」です。これは林委員が提出された資料の7ページの7条と重なっている部分もあるかと思いますが、どこに盛り込むかは別としまして、「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>6番目は「等しく行政サービスを受ける権利」です。これにつきましては、市民なのか住民なのか、または事業者なのかいろいろご議論はあるかと思いますが、「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>7番目は、前回、林委員からご提案のありました「協働請求権及び協働諾否権」です。</p>
林委員	<p>私が提言した8ページには、新しく「市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利、浄水享受権」を追加しております。</p>
山口会長	<p>この内容につきましては、林委員が今日提出されました資料の中に少し詳しく書いてありますが、「協働請求権及び協働諾否権」についてはいかがでしょうか。</p>
原委員	<p>7番目の「協働請求権及び協働諾否権」につきましては、私は検討する余地が必要ではないかと思っております。理由としましては、対等な立場で役割と責任を担って、それぞれの特性を尊重しながら作り上げていくという協働の趣旨を考えたときに、市民の側からの協働請求権、協働諾否権ということを盛り込むかどうかというのは、慎重に議論する必要があると思っております。</p>
西村委員	<p>「協働請求権及び協働諾否権」につきまして盛り込むべきだと思います。市民と行政が対等な形で協働を進めていく上では、市民に権利を付与して、法的な立場を明確にしておくことが大事だろうと思います。</p>
落水委員	<p>この協働請求権、協働諾否権を主張すること自体が、協働により寄与することになるかということを一に考えなければいけないと思います。それと同時にこの権利自体が具体的にどのようなときに出てくるのかまで論議すべきだと思いますので、「検討する」でお願いいたします。</p>
林委員	<p>この協働請求権、協働諾否権につきましては、今の段階としてはご検討いただくということで結構だと思います。</p> <p>なおこの権利は、上越市、平塚市、それから米原市で設定しており、上越市と平塚市の担当の方と話し合いました。上越市では、協働の権利も入れて、条例制定の作業をしており、平塚市もそういった形です。</p> <p>下関市には参画・協働に関する条例がありますが、いわゆるどのようなも</p>

	<p>のが協働請求権の対象になるということも含めて、上越市もそれから平塚市も米原市も相当煮詰まってきたということですので、次回か次々回あたりに全体の流れとか、アウトライン、それから、参画協働の条例ができたとするとういう制度設計になるのかということも含めて最新の動きや中身についてフォローアップして検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
山口 会長	<p>今回は「検討する」とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （一同了承） 次に「市民の責務」に移りたいと思います。</p>
西村 委員	<p>その前に、今ここに書かれていない権利の問題について、いいですか。</p>
山口 会長	<p>新たな提案は、一巡見てからしていただきたいと思っております。</p>
西村 委員	<p>なぜですか。</p>
山口 会長	<p>他の項目もまだありますので、それを一巡見てから、ここにはこういうものが 必要ではということになるのではないかと思うからです。</p>
西村 委員	<p>もう全部見ました。</p>
松崎 委員	<p>私は、権利とか義務とか法律的なことは不慣れですが、とりあえず会長が、ま ずは一度全部流して見て、それから議論を深めていくということを言われており ますので、そういうルールで進めてはと思うのですが、どうでしょうか。</p>
西村 委員	<p>後で提案できるのですね。</p>
山口 会長	<p>一巡目の最後に提案する機会を設けます。 では次に「市民の責務」に移ります。1番目の「発言と行動に責任をもつ」は、 「市政への参画に当たっては、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体である ことを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。」という規定です が、これについてはいかがでしょうか。「盛り込む」ということでよろしいでし ょうか。 （一同了承） 2番目の「市政への参画」は、「まちづくりにおける（住民自治における）自 らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。」という 規定ですが、これについても「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。 （一同了承） 3番目の「まちづくりに取り組む」は、「自らまちづくりに取り組みます。」と いう規定ですが、これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p>

林 委 員	私の提言には、「地域づくり」ということで提案しているところでして、ここを「まちづくり」に固定するのはちょっと違和感があります。「地域づくり」と「まちづくり」の概念の広さ、狭さなどを後でご検討していただければと思っております。
山 口 会 長	ご意見といたしましては、「まちづくり」という言葉がまだ定義されていない中で、これにコンクリートするのはちょっと早いということでした。もしかしたら、「地域づくり」という言葉になるかもしれませんが、そのような規定を盛り込むということはよろしいでしょうか。
林 委 員	趣旨としては賛成です。
山 口 会 長	3番目の「まちづくりに取り組む」は、「盛り込む」という方向でよろしいでしょうか。 (一同了承) 次は「事業者の責務」です。「市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。」といった内容の規定ですが、いかがでしょうか。
山 形 委 員	この項目につきましては、新しく合併したまちの事業者にも影響することなので、検討する必要があると思います。
山 口 会 長	「市内」が現在の市内なのか、合併後の市内なのか、あるいはこのような規定を入れるのかどうかということだと思いますが、いかがでしょうか。
林 委 員	これを盛り込むことについては、賛成です。私の提言では、8ページに「市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が社会に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するように努めなければなりません。」ということで、地域社会、暮らしやすい地域社会の実現に寄与すること、それと日常生活といえども社会に及ぼす影響というように、もう少し広く事業者の責任というものを考えております。
松 崎 委 員	事業者が「事業を営み」というのは分かるのですが、具体的に事業者がやる「活動」というのが「市民活動」なのか、イメージがつかめません。事業者の責務を盛り込むのはよいのですが、中身については、検討する際に議論していただきたいと思います。
山 口 会 長	「盛り込む」という意見と「検討する」という意見がありましたが、「盛り込む」という意見があったことは記録し、ここの整理といたしましては「検討する」ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (一同了承)

	<p>次は2ページの「市議会の役割と責務」です。1番目の「意見の聴取」は、「住民の代表としての市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として及び市の議決機関として、広範な意見の聴取や市民の多様な意見の集約に努めます。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p> <p>議員の委員の方から何かございますか。</p>
落水委員	<p>自治基本条例を市長が提案されてから随分と年月が経っております。当時は執行部サイドで作りに上げられたものを、議会サイドで受け止めることもやぶさかではないような感じを持っておりました。しかしながら、年月も流れまして今多くの自治体で、議会基本条例というものの策定が動き始めております。これは私見ですが、そのような意味から、決してこれを自治基本条例に盛り込むことを否定するものではありませんが、議会が自ら議会基本条例を提出することも並行して検討していくべき時代に来ているのではないかと、という意見をこの場であえて述べさせていただきたいということです。</p>
西村委員	<p>落水委員の、議会基本条例をつくる時代に来ているし、熊本もそういう方向で検討に入らなくてはいけないのではないかと、というご意見、非常に嬉しく思います。やはり市民はそういうものを求めているのです。</p> <p>価値観も様々なように多様な市民がおり、市民を代表した議員の方々が、討論を通じて住民の意思の調整・統合を図っていくというところに、議会の基本的な役割があるのではないかと思いますので、この項目を盛り込むことには賛成です。</p>
林委員	<p>私も盛り込むことについては、賛成です。</p> <p>その他、私の提案の中にもありますが、主権者である住民の信託を受けた議事機関としての議会の権限をきっちり条文化しておく必要があるだろうと思っております。</p>
山口会長	<p>盛り込むということと共に、これだけでは足りないので付加的な規定が必要だということだと思えます。ここは「盛り込む」ということにさせていただきます。</p>
荒木副会長	<p>議事機関は元々デリベレイティブ・オーガン(deliberative = 練り上げていく organ = 機関) から派生していることですから、議会を議事機関と言ってしまっているのかということをお尋ねいたします。</p> <p>一般的な言葉の使い方としてどうかと思いましたので・・・。</p>
林委員	<p>憲法第93条には「議事機関として議会を設置する」と規定しており、これをきっちり受け止めなければならぬと思っております。北海道大学の中村先生は、議事機関という形で整理すべきだと言われ、また総務省の事務次官をやっておられました松本氏も議事機関という捉え方をしております。</p>
山口会長	<p>専門的な議論でした。資料では意思決定機関・議決機関となっておりますが、議事機関がいいのかどうかにつきましては、後で検討したいと思います。</p>

	<p>記録としては、議事機関、意思決定機関について議論があったということを残しておきます。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「市政運営の監視」は、「まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視します。」という規定ですが、これは「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3番目の「政策立案」ですが、こちらも「盛り込む」ということでよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>4番目の「公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。」は、「盛り込む」ということでよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>5番目の「公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。」は、「盛り込む」ということでよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>6番目の「情報公開・開かれた議会」は、「市議会は、市議会が保有する情報を積極的に公開及び提供するとともに、会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広く市民に広報するなど、開かれた議会運営に努めます。市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように務めます。」という規定ですが、これも「盛り込む」ということでよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>7番目の「必要かつ十分な会議」は、「市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。」という規定ですが、いかがでしょうか。</p>
林 委 員	<p>盛り込むことには賛成です。</p> <p>私の案では、市議会の会議は、「市議会の会議は討議を基本」として、「議長から、本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て質問及び意見を述べることができます。」としております。これは反問権といいますが、議員さんの質問に対し、議長又は委員長の許可を得て市長及び理事者が反問もしくは意見を述べることで、このシステムの構築が、ここでは一番必要なことではないかと思っております。</p>
落 水 委 員	<p>言葉としては耳障りがいいのですが、現実問題として「必要かつ十分な会議」という言葉が拡大していることを少々心配します。</p> <p>なぜかと申し上げますと、私たち議員は「必要かつ十分な会議」を行うことに異議はないのです。そうではなくて、執行体制がこれをするので混乱をしない</p>

	<p>かということをご心配します。</p> <p>議会サイドでしょっちゅう会議を開きますとその分、相当な時間を執行部の幹部の方は拘束されていきます。ですから、今は4定例会ということで、基本的にやっておりますけれども、これが6になるとか8になるとかなってくれば、正直言いまして、執行部の局長級は身動きできない状態になります。そうなることを非常に不安に思います。今の執行部がスムーズに執行権を行使できるシステム上からいくと、この「必要かつ十分な会議」という抽象的な言葉では、なかなかここに盛り込むか盛り込まないかについて、イエス・ノーが言いづらいのです。私としては「検討」でお願いできればと思います。</p>
山口 会長	<p>「必要かつ十分」というのが、これだけでは分かりにくいということだと思います。</p>
田中 委員	<p>これは盛り込むべきだと思いますが、今、落水委員がいわれた議会のこともありますので、「検討する」ということでお願いしたいと思います。</p> <p>我々市民が今思っているのは、議会が分からないということです。ですから情報公開や開かれた議会ということの後で議論するときに、できるだけ具体的なやり方、例えば議員さんは年に何回か必ず分担して講座を開くとか、市民と議員さんとを結びつける仕組みができればいいなと思っています。</p>
西村 委員	<p>先程、落水委員が多くの市の幹部が出席する本会議や常任委員会、特別委員会が頻繁に開催されると、行政の活動がストップするのではないかと心配されておられましたが、このような会議に行政の幹部の方が必ず出席しなければならない法的根拠はあるのでしょうか。</p>
林 委員	<p>説明の義務につきましては、地方自治法121条で「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と規定されております。結論としましては、議長が出席を求めなければ執行機関側は議場に出席しなくてもいいということです。</p>
山口 会長	<p>議会基本条例という話も出ましたが、7番目の「必要かつ十分な会議」につきましては「検討する」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
林 委員	<p>自治基本条例から議会の規定を外すというわけではないですね。</p>
山口 会長	<p>議会の規定を入れるか入れないかという結論は、今は出ないので、もう少しじっくり検討してはということです。次の「市議会議員の責務」に移ります。1番</p>

	<p>目の「政策提案・誠実な職務遂行」は、「市議会議員は、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、政策の提案及び立法に関する活動に務めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行います。」という規定です。これは「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「条例遵守」は、「市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守します。」という規定ですが、これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p>
林 委 員	<p>盛り込むことに賛成です。</p>
山 口 会 長	<p>それでは「条例遵守」は盛り込むということにしたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3番目の「市政運営の監視・意見聴取」は、「市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取に努めます。」という規定で、市議会という機関としてではなく、議員としてということです。これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次、4番目の「情報公開・説明責任」は、「市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。」という規定です。これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、3ページの「市の執行機関等の役割と責務」に移ります。</p> <p>最初は「市長の責務」で、1番目の「公平及び公正かつ誠実な市政運営」は、「市長は、市民の信託に応え市の代表として公平及び公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。」という規定です。</p> <p>2番目の「条例の遵守」は、「市長は、市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現するため、この条例を誠実に遵守しなければなりません。」という規定です。この2つは「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>3番目の「就任にあたっての宣誓」は、「市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治法の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。」という規定です。これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p>
前 委 員	<p>内容がよく分からないので、もう少し検討した方がいいと思います。</p>

山口 会長	<p>ニセコ町の「まちづくり基本条例」に、当選して最初の議会で町長が宣誓する規定があって、多分そのイメージだと思うのですが、もう少し方法も含めて検討したいという意見だと思います。</p> <p>この項目については、「検討する」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
西村 委員	<p>アメリカの大統領が宣誓していたと思いますので、そのことを調べていただきたいと思います。</p>
荒木 委員	<p>そのことに関連してですが、イギリスの地方自治体には、メイヤーという制度があり、そのメイヤーは形式的に外部の人との関係で、レセプションなどでその団体を代表するという形の時だけこういう宣誓をしたりします。アメリカの場合は、弱市長制がありまして、メイヤーというのは、名ばかりの形式的な市長で、実質的な権限は持っていません。ですから外部の人が来た時に、そこの市の鍵を贈呈する役割をその人にやらせるなど、その程度のことしかやっていません。確かに宣誓は致しますが、任命された議員の中から順番か何かはわかりませんが、選んで、今年是你がメイヤーをやって下さいということになり、形式的に役割を担うというものです。</p>
林 委員	<p>「市長の責務」について「盛り込む」、もしくは「検討する」ことには賛成いたしますが、私の資料の9ページに記載しておりますように、まず、「市長の設置」については、川崎市の自治基本条例にも規定してありますように「住民の直接選挙により信託を受けた市の代表である」と明確にする必要があると思います。そして「市長の権限」として、自治基本条例が対住民に向けたものであれば、市議会への議案の提出や予算の調整、職員に対する指揮監督権、それから公共的団体に対する指揮監督権などの市長の権限を、「市長の責務」との関係もありますので、きちんと盛り込まなければならないと思います。また、「市長の責務」では、第15条の2項、3項を盛り込まないと少し過不足があると思います。</p> <p>次の機会にご検討いただければと思っております。</p>
山口 会長	<p>宣誓だけを取り出すのではなく、その前提となるような規定が必要ではないかという提案だと思いますが、併せて検討させていただきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次は、「市の執行機関の責務」です。</p> <p>1番目の「公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営」は、「市民の信頼に応え(市民の信託を受けて、その権限を委任され)、責任を負っていることを自覚し、職務を公平及び公正かつ誠実にやり、透明性の高い市政運営を行わなければならない。)(市民の信頼を得るものでなければならない。)」という規定です。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
鈴木	<p>「市長の責務」のところにも「公平及び公正かつ誠実」という表現があります</p>

委員	けど、「公平」という言葉をどこまで認識するかということもありますので、盛り込むことには賛成ですが、よく表現をもう一度議論するということをお願いします。
山口 会長	項目としては、盛り込んだ方がいいということだと思いますが、公平といっても同じ条件にすることによって、ある意味、結果で不平等が生まれるということもありますので、内容については議論した方がいいというご意見だったと思います。 その他に、ご意見はありませんでしょうか。
荒木 委員	3番目の「最少の経費で最大の効果」というのがありますが、これと1番目の「公平・公正かつ誠実」は、どこかで矛盾が発生すると思われます。そういうことも一応念頭に置いて後で検討していただきたいと思います。
山口 会長	内容については、後で検討したいと思いますが、この項目は「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。 (一同了承) 次に2番目の「行政サービスの質を高めること」は、「市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高めなければなりません。」という規定です。冒頭に言いましたけれども、ここの執行機関とは市長その他の執行機関ではなく、市長を含む市の執行機関ということですが、このような規定について、何かご意見はありませんか。
林 委員	「市の執行機関の責務」の各項目を盛り込むことは私も賛成ですが、私の提言の10ページ、18条に「市政運営の基本等」として、情報の共有や住民の主体的な参画・協働、人種・性別の問題、差別的取り扱いの禁止、一人ひとりの福祉の増進の問題、そして最後に最少の経費で最大の事業効果を掲げておられて、この項目を盛り込む重要性は高いと思っておりますので、検討していただきたいと思います。
西村 委員	ここの1から6までを盛り込むことには賛成です。ただ、「行政サービスの質を高めること」という表現は非常に抽象的なので、もっと具体的に、林委員が提案されたこの第18条の1から6までの行政運営の原則を必ず議論していただくことをお願いいたします。
山口 会長	他の自治体の自治基本条例を見ますと、林委員の案にあるような「市政運営の基本」という項目を規定しているところが多いと思います。このことは、もう一度整理したいと思います。 2番目の「行政サービスの質を高めること」は、「盛り込む」ということで整理をしたいと思います。 (一同了承) 次は、先程、多少議論がありました「最少の経費で最大の効果」で、「市民の

	<p>福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければなりません。」という規定です。</p> <p>特に議論がないようでしたら「盛り込む」という方向にしたいと思います。内容につきましては、議論もあると思いますが、项目的には「盛り込む」ことにしたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>4番目の「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」は、「本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること」という規定です。これも具体的に展開すると、水問題だとか先程林委員が提案されたことも含まれてくるかと思うのですが、具体的にするのか、抽象的でとどめるのか、議論もあるかと思いますが、ご意見ございませんか。</p>
田中委員	<p>自治基本条例に盛り込むことには特に問題はないのですが、「市の執行機関の責務」に入れるにはちょっと大きな規定だという感じがします。この項目は、他の全体的なところに入れるものではないかと思います。</p>
山口会長	<p>内容的に盛り込むのはいいのだけれども、位置づけはここではないのではというご意見であったと思いますので、これも全体を見て、位置づけを検討しようと思います。よろしいでしょうか。位置づけは「検討する」、内容は「盛り込む」ということにしたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>5番目の「参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映」は、「市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、応答を公開し、施策に反映させます。(必要な施策を講じなければなりません。)」という規定です。市民の権利と捉えるのか、行政機関の義務だと捉えるのか、両方に盛り込んだ方がいいのか、どちらか一つでいいのか、多少議論になるかと思いますが、ここでは執行機関の義務ということで捉えています。</p>
前委員	<p>盛り込むことに特段異論はないのですが、今の書き方では施策に必ず反映させなければならないというようにも読めます。施策に反映させることに努めるのはもちろんですが、どうしてもできない部分も当然あるかと思いますが、そのあたりの議論も必要ではないかと思います。それから6ページの4番目に「施策への反映」という項目が挙がっていて、ここでの文言は「努めます」となっておりますので、こういった部分の調整も後ほど必要になると思っております。</p>
山形委員	<p>前委員が言われた「反映させます」という言葉が、必ずしもというのは確かにあると思いますが、そういう場合に何故、反映されなかったのかということは説明する責任があると思います。</p>

山口 会 長	<p>内容的には、「応答を公開し」というところが義務規定で、「施策に反映させる」を努力にとどめるというやり方もあるのではという提案ですが、この議論は内容になりますので、後で検討していきたいと思います。</p> <p>5番目の「参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映」は盛り込むことでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に6番目の「積極的な情報公開と説明」です。「市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。」という規定ですが、これも「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p>
荒 木 委 員	<p>「積極的な情報公開と説明」についてですが、役所の組織が縦割りに運営されていくと行政の情報が市民に縦割りであるが故に公開されにくいという状況があり、そういった点をどうやって打破していくかという点を念頭に置いていただきたいという点がひとつ。それからもうひとつは、先程の前委員が言われたことと関係するのですが、市政運営というのは運営機構が重要な役割を果たしています。</p> <p>運営機構とは、例えば、最高意思決定会議、あるいは政策会議、調整会議、各局会議や各部会議や各課会議など、こういったものが運営機構と言われるものですが、この運営機構がもう少し市民に知られるようなシステムを考えて、取り組んでいかなければならないというある種の責務をかぶせておいてもよろしいかと思っております、これは別途後ほど検討される時で結構ですので、一応問題点として指摘しておきたいと思えます。</p>
山 口 会 長	<p>付帯的なご意見でございました。</p> <p>次は「市の職員」です。過去の議論の中では、「市の職員」というものを特別に出して規定するのかどうか、という議論もあったかと思いますが、規定することを前提に議論をお願いいたします。</p> <p>その1番目は「知識及び能力の修得とその向上」で、「市の職員は、自らの責務を遂行するために、必要な知識及び能力の修得とその向上に努めなければならない。」という規定です。職員側から何かありますか。</p>
落 水 委 員	<p>1の「知識及び能力の修得とその向上」と2の「自己研さん」を含めてのことですが、公務員の職場というのはとにかく様々な努力をしても、その努力を評価するシステムが、残念ながら今の公務員の世界にはほとんどないのが現実だと思います。本市においてもそのことははっきり言えると思います。やはりこの辺の様々な能力の習得と向上、それと自己研さんという文言をせっかく入れるのであれば、ここになるかどうかは分かりませんが、努力を公正・公平に評価するシステムのものをどこかに入れた方がいいかと思っております。</p>

齊藤委員	<p>「必要な知識」とは、どこまでをいうのか、大変難しい言葉だと思います。公務員ですから、地方自治法は何でも知っておかなければならないのか、河川法や道路法も知っておかなければならないのかなど、何が必要な知識かが難しいので、ここら辺の文言をご検討いただきたいと思います。</p>
山口会長	<p>「必要な知識」と抽象的な表現になっておりますが、具体的にどういったところまでかということだと思います。</p> <p>また、人事評価に関しては、多少付け加えると、地方公務員法の改正法案が今、国会の方に挙がっておりまして、職階制を廃止するに伴って勤務評定という言葉も廃止するというので、代わりに入ってくるのが人事評価という規定になっております。法律がこの国会で通るかどうかわかりませんが、この国会で通れば、それに伴った対応が全ての自治体において必要になってくるのかと思います。そのような状況ですが、少し先取りして深めるような規定をこの中で議論し、どこに規定するかも議論する必要になると思いますので、後ほどの検討課題として認識していただけたらよろしいかと思います。</p> <p>あとこれは私の関心事なのですが、最近、非常勤職員とか臨時職員とかが結構増えておりまして、これは地方公務員法でいう市の職員にあたるのですが、そういった臨時職員にも必要な知識の向上だとか、能力の習得をどこまで求めるのが論点になるのではないかと考えております。これもまた検討できればと思っております。</p> <p>いずれにしても、この「知識及び能力の修得とその向上」は、「盛り込む」ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p>
西村委員	<p>「職員の責務」で、ここで書かれていることは非常に抽象的だと思います。林委員が提案されている「市の職員の責務」、10ページの17条になりますが、そこには「その職責が住民の信託に由来し、住民等全体の奉仕者であることを自覚し」とあり、「市の職員は、地域課題を発見し、解決策を発明し、実行する知識及び能力の取得とその向上に努めるとともに、自己啓発を図り、創意をもって住民等と協働し、住民自治の実現に努める」という提案をされていますから、これも後ほど議論をするようにしていただきたいと思いますということです。</p> <p>これ自身を盛り込むことには賛成です。</p>
山口会長	<p>内容面ではもう少し具体的にした方がいいということと、そのモデルとして林委員の17条があるというご意見であったと思います。</p>
鈴木委員	<p>1番の「知識及び能力の修得とその向上」と2番の「自己研さん」の区分がよくわかりません。説明書きを見ると、まちづくりスタッフとして研さんしなさいということ限定的に言おうとして出しているのであれば別でしょうけど、タイトルだけでしたら、1番と2番が重複していると思いますので、片方だけでいい</p>

	<p>のではないかと思います。</p>
山口 会長	<p>次の「自己研さん」の話が出ましたが、これは「市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励まなければなりません。」という規定になっております。鈴木委員がいわれましたように、文言上は1番と2番は重複している部分があるかと考えますので、後ほど整合を図らなければならないと思いますが、方向性としては1番と同様に2番も「盛り込む」ということで整理をしたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に3番目の「日本国憲法及び条例遵守」ですが、「市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及び条例を遵守しなければなりません。」という規定です。似たような規定が議会・市長等にあり、そこでは「盛り込む」となっていますので、職員についても「盛り込む」ということでよろしいでしょうか。</p>
前 委員	<p>日本国憲法を取り上げて書いてありますが、日本国憲法以外の法律の遵守もあると思いますので、このあたりの検討は必要ではないかと思います。</p>
山口 会長	<p>これまで「条例」と言ったときには、自治基本条例を指していたのですが、ここでいう「条例」は、全ての条例を指しており、さらに日本国憲法と限定しているので、前委員が言われたように法律その他が抜けているということにもなります。その辺も整理しなければいけないかもしれません。</p> <p>「法令遵守」については、別立てで提案もありますので、この辺ともあわせて整理ができればと思います。</p> <p>内容面では確かめなければならないところもありますが、この規定については、「盛り込む」方向でいきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p> <p>4番目の「市民の視点に立ち、公平公正誠実な職務遂行」は、「全体の奉仕者として市民の視点に立ち(市民との協働の視点に立ち) 公平及び公正かつ誠実に職務を行います。」という規定です。これも「盛り込む」方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次の「参画・協働」は、かなりボリュームがあるので、時間の都合で全部はできないと思いますが、できるところまで進めたいと思います。</p> <p>まず5ページの「参画及び協働の原則」です。1番目の「参画と協働によるまちづくりに取り組む」は、「市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合って、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。」という規定です。</p> <p>「まちづくり」という概念については、別途定義しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。</p>

林 委 員	<p>「参画・協働」を盛り込むことは賛成ですし、市政に対する参画・協働を盛り込むことについても賛成です。</p> <p>私の提言書の13ページ、41条に「参画及び協働による自治運営」ということで記載しておりますが、やはり住民主権という観点から「まちづくり」ではなく、「自治全体の運営」における参画・協働で、そのシステム化、制度の整備が必要であると考えます。新しい条例の中では、自治運営の基本原則の中に参画・協働を取り組むということを是非ご検討いただければと思っております。</p>
山 口 会 長	<p>「まちづくり」という言葉が、現在、定義されているところではありませんが、ちょっと狭すぎるのではないかと、「自治運営」という広い概念がいいのではないかとのご意見です。言葉の定義は、一通り見てからじっくり見直したいと思いますが、方向性としては「盛り込む」でよろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>2番目の「情報提供と参画機会の拡充」は、「市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民の市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。」という規定です。いかがでしょうか。</p>
原 委 員	<p>この「情報提供と参画機会の拡充」の主語は、「市の執行機関」となっておりますが、同じような規定が3ページの「参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映」にもあります。</p> <p>どちらか一方でいいのか、あえてここは参画と協働の原則ということで「市の執行機関は」を入れなければならないのか等を、ここは検討する必要があるのではないかと思います。</p>
山 口 会 長	<p>「市の執行機関は」という書き振りからすると、執行機関の役割と責務というところになってくるかと思いますが、そうだとすると、これを取るという方法もありますし、書き振りを変えてここに位置づける方法もあるかと思えます。</p> <p>これについて何かご意見はありませんか。</p>
西 村 委 員	<p>自治を進める上での「参画・協働」は非常に重要な概念だし、活動の原則だと思います。従いまして、「市の執行機関は、市民の市政への参画を保障されるよう、市民への市政情報の提供と市政の参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。」という規定は、是非ここに入れて、しっかりしたものにさせていただきたいというのが私の考えです。</p>
鈴 木 委 員	<p>3ページの「市の執行機関の責務」では、「情報提供」と「参画機会の拡充」は分離して規定しておりますので、ここで盛り込むのであれば、分離するのか、または一緒に書き込むのか、どちらか一方に統一することも含めて検討すべきだと思います。</p>
山 口 会 長	<p>分かりました。盛り込むのであれば、「情報提供」と「参画機会の拡充」は分けて規定する方が明確ではないかというご意見でした。</p>

	<p>この項目は「検討する」にしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次は3番目の「平等」で「参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸違いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。」という規定です。</p>
鈴木委員	<p>タイトルが「平等」というだけで一人歩きしそうな感じがします。また、前の「公平・公正」の議論と関係してくるので、この部分はよく考えた方がいいと思います。</p>
松崎委員	<p>「参画と協働」が「及び」ということで並列に書いてあるのですが、参画とは何か、協働とは何なのかをもう少し共通認識を持った上で、書き込む必要があると思いますので、検討を要すると思います。</p>
山口会長	<p>参画と協働の定義については、結構いろいろなところに出てくる、大きなところですので、議論はじっくり後ほどしたいと思います。</p> <p>平等につきましても、多義的な概念でありますので、平等とは何なのかということ定義して盛り込んだ方がいいのかどうか、ということ議論できればと思いますので、とりあえず「検討する」にさせていただきたいと思います。</p> <p>(一同了承)</p>
西村委員	<p>ここで言わんとしているのは、市民間の協働で、市民がお互いの立場を尊重して相互理解して協働を進めていく、自治を進めるということだろうと思います。その言葉自身はもう少し生かしながら、バランスを取っていければよいのではないかと思います。</p>
山口会長	<p>すぐには結論が出そうにないので、「検討する」ということにしたいと思います。</p>
荒木委員	<p>ここの「参画及び協働の原則」の1の「参画と協働によるまちづくりに取り組む」は、憲政原理に基づく参画と協働の意味合いで、それから2、3、4の3つは、社会的実践原理に基づく参画と協働なのです。ですからどちらの原理に基づく参画と協働なのかという区分をして、後ほど議論をするというのがひとつ。それから「運動から参加へ、参加から参画へ、参画から協働へ」というのがあり、これは人々が様々な地域づくりのために関わる発展の度合いを示すものなのですが、今、協働段階まで来ているのです。従いまして、この程度は「民」にお任せし「行政」は手を引く、こういう行政活動は「市民活動」で補って「行政」は手を引くということを謳い込むことも後ほど検討されてはと思います。</p>
山形委員	<p>ボランティアの中に有償ボランティアというのがあって、例えばタイヤした方たちがプラスアルファでちょっと地元のことをすれば、お金になる仕組みもあっていいだろうし、市の職員の仕事についても、予算は使っていないでもこういういいことができたというのを評価する制度も中に入ってくるなと思います。</p>

山口 会長	<p>あと5分ほどになりましたので、本日の協議はここまでにしたいと思います。 今回、活発に議論していただきましたが、多少発言するタイミングを失ったという方もおられると思いますので、ご発言をしていない委員の方にこれまでの項目でどこでもよろしいので、ご発言願えたらと思います。</p>
村上 委員	<p>この場にいらっしゃる皆さんは、自治基本条例を作ろうという基本的な合意で参加しておられ、一つ一つの項目は私も反対することではなく、当然のことが並んでいると思っています。このような中、行政と議会との関係を考えて時、落水委員が言われたように、議会自らが、自分たちのことを基本的な条例とかといったものを踏まえないと、私たち議員や議会がそれに乗り遅れてしまっているような気がします。市民から選ばれているということで行くと、議会独自の基本条例というのも議論されてもいいのではないかという気もいたしました。ここの整合性を考えながら、今後、議論をしていけたらと感じました。</p>
木下 委員	<p>全体的な話なので、一回全部通してからでいいです。</p>
下川 委員	<p>内容については別途協議し、また、盛り込むかどうかを一巡してからということでしたので、特に今日は、お話することはありませんでした。 今日、話した中であえて誤解を恐れずに言えば、ここに規定してもしなくても、本当に協働する方で誰が困るのかというぐらいの価値観で、個人的にはおりました。今後の議論の中では非常に重要になってくると思いますので、その折に発言をさせていただきたいと思います。</p>
山口 会長	<p>ありがとうございました。 今回は、まだ残っている項目がありますので、それについてご意見をお聞きしたいと思います。 それでは本日の協議はここまでにしたいと思います。</p> <p>3 次回開催について 次回開催につきましては、事前に調整させていただいた結果、第7回の委員会は、7月18日、金曜日の午前10時から、また第8回は8月19日、火曜日の16時から開催したいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>4 閉会 それでは、これもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>